平成２７年（フ）第１６０４号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目９番28号
破産者　平和自動車工業株式会社
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４５０号
大阪市中央区南船場４丁目10番28号　第一飯沼ビル501号
破産者　有限会社アズ・セント
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５５４号
大阪市淀川区西中島６丁目２番３号
破産者　トータル環境設備株式会社
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６５０号
大阪市西区新町３丁目２番18号
破産者　日本クリエーティング・コア株式会社
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０号
山口県周南市大字大島89番地の50
破産者　株式会社銭谷建設
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第２２号
熊本県天草市新和町小宮地11793番地
破産者　山川　定喜
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第２３号
熊本県天草市天草町下田北1343番地６
破産者　岩本　敎生
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第２４号
熊本県天草市本渡町本戸馬場876番地
破産者　川野　栄樹
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第５号
盛岡市大通３丁目２番７号
破産者　アベイルエイド株式会社
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１７４０号
千葉県市川市中山４丁目18番16号
破産者　株式会社ベーカーズストリート
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９５５号
千葉県船橋市藤原４丁目３－12
破産者　有限会社ペコラ
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３２２号
埼玉県さいたま市北区東大成町２丁目585番地
破産者　株式会社高橋商事
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４３号
東京都福生市大字福生883番地４レオネクスト福生402号室
破産者　菅沼　正典
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５８０号
東京都青梅市根ヶ布２丁目237番地の241
破産者　渡邉　省則
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５９３号
東京都青梅市河辺町９丁目１番地の１サンハイツ清峰201
破産者　杉目　宜隆
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３５２号
岐阜県郡上市白鳥町大島775番地の１
破産者　有限会社岡田木工
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４０号
岐阜県羽島市堀津町前谷107番地　丸和住宅101号、前住所岐阜県養老郡養老町高田317番地１
破産者　川島木工所こと　川島　浩之
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１６８号
岐阜県郡上市白鳥町大島775番地１
破産者　岡田　安弘
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１８５号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字大縄場六ノ切105－２、住民票上の住所岐阜県羽島市舟橋町宮北２丁目12番地
破産者　高橋　　守
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１９４号
岡山県倉敷市児島小川10丁目７番４－406号
破産者　細谷　和兄
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２９号
広島市南区本浦町38番７号
破産者　株式会社サンブリッジ
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４号
徳島県海部郡海陽町四方原字旭町63番地７
破産者　有限会社伊勢田マリンプロダクツ
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部